英国における金融教育(1)

FSA主導による「金融に関する消費者教育」への

取り組み

大橋善晃

はじめに

英国では、一九九八年、金融サービス市場法案

て「金融に関する消費者教育」への取り組みが始融サービス機構(FSA)主導の下に、国を挙げの公表を契機として、前年一○月に設立された金

Aは、英国における金融の監視機構(watchdog)まった。そして、現在に至る一○年の間に、FS

消費者団体及び教育団体などとの緊密な連携を軸

として、政府、

金融サービス業界、

非営利機関、

、積極的な活動を展開し、一歩一歩着実に、^

融に関する消費者教育(以下、

金融教育という)

の基盤固めを推進してきたといわれている。

置づけられていることである。このことが、FS英国の金融教育の特色は、それが法によって位

組みを可能にしている。

Aの金融教育への理路整然とした、体系的な取り

みは、当初から、長期的な取り組みとして位置づるものではなく、長期にわたる取り組みとならざるものではなく、長期にわたる取り組みとならざ

た。FSAは、これを契機として、四―五年ごと

の絶えざるフォローと見直しが必要とされ、金融しかし、それだけに、一方においては、金融教育けられており、性急な成果は求められていない。

書として取りまとめて、二〇〇八年七月に公表し大々的な実態調査を実施し、その結果を調査報告外部機関に委託して、金融教育の効果についての外部機関に委託して、金融教育の定期的な実態調査とそれに基づく評価が求

ということになる。
過して、その成果を評価する段階に差し掛かった国における金融教育は、スタートから一○年を経国に同様の調査と評価を実施するとしているが、英

がら時系列的に紹介することにしたい。その第一Aの調査報告書、諮問文書、政策文書を参照しなおける金融教育の一○年の歩みを、主としてFSおける金融教育の一○年の歩みを、主としてFS

戦略目標の設定について、第三回目は、二〇〇八

るベースライン調査とその結果を踏まえた新たな

依拠して作成したものである。

回目にあたる本レポートは、以下の二つの文書に

(i) Financial Service Authority, Promoting public understanding of financial services: a strategy for consumer education,

Consultation paper 15, November 1998

© Financial Service Authority, Consumer Education: A strategy for promoting public understanding of the financial system, May 1999.

と推進、その後実施された国民の金融能力に関す始まった、国家戦略としての金融教育戦略の策定略に向けて」と題する報告書の公表を契機として略に回目は、二〇〇三年一一月「金融能力国家戦第二回目は、二〇〇三年一一月「金融能力国家戦

(--)

金融サービス市場法の制定とFSAの設立

ント る 者 つい 年七月に公表された金融教育評価にかか 調 て採り上げる。 査 アクションプランおよびその背景と狙 について、 その概要を紹介する予定であ 最後の第四回 目 は、 二〇〇八 わる消費

矛盾や批判があったことなどが挙げられてい

金

融サービス市場法は、二〇〇〇年六月、

議会

主規制機関が公益と業界利益の双方を担うことに

年三月に公表された財務省とFSAによるジョ

61

降、

金融自-

由化 0)

進

展に伴って、

銀行や証

従来

の枠組みが崩

れてきたことや、

業態ごとの自

イ

の背景には、

一九八六年のビッグバン

開始以

金融教育の法制化

ビス市場 計士などの専門職 制 機関として明確に位置づけられ、 を通過し、 監督機関の役割を引き継ぐほか、 場のもとで、 女王の裁可を得て成立した。 団 FSAは、 体及び П イズ保険組 唯 従 来 0) 弁護 \dot{O} 規 合 九 制 金 融 の監 監督 0) サ 会 規 Ì

され 規制 市場 成立すると、 英国では、 た。その内容は、 方式から単 の規制体系を全面的に変革する方針が打ち出 直ち 一九九七年の総選挙で労働党政 0 に金融サ 規制機 従来の業種ごとの分散型の 関である金 ービス業や金融 融 サ ・ビス 資本 権 が

た。

可業者からの手数料によって賄われることとされ

限責任

の私的会社であり、

その運営費用

は は

主に認

を担うことになった。

FSAの

法的

形態

保

註

有

ĺ

機構

F S A

による規制方式に改めるというも

のであった。

する信頼の維

持

3

消費者の保護

(第五条:適切な水準の消費

(5)

金融サービス市場法の規制目的

このようにFSAの法的立場が明 確になるとと

もに、FSAが担う目的についても、

金融サービ

る ス市場法の規制目的 は、statutory objectives)として以下の四つ (regulatory objectives あ

が明記された。 (1) 市場の信頼性 (第三条:金融システムに対

2 公衆の啓蒙 る公衆の理解増進 (第四条: 金融システムに対す

(4) が金融犯罪に利用される可能 金融犯罪 者保護の確 の削減 保 (第六条:規制業者の業務 性の低減

は次のような広範な権限が与えられてい これらの規制目 的を達成するために、 F S A に

1 規則策定:業務基準、 規制手続き、 消費

ダンスの策定

者・業者の救済などに関わる規則及びガイ

2 とを許可する 認可:業者が特定の規制業務を遂行するこ

3 監視 切な基準に従って遂行されているかを監視 :調査権限などを行使して、 業務が 適

4

教育及び訓練:

業者の能力・

規制業務に対

する消費者意識の向上を促進する する理解向上、 金融市場・ 商 品の性質に関

限を行使することによって、 エンフォースメント:介入・ を確保する 規制 制裁 の実効性 訴追

権

段を整備する 救済:業者への苦情処理、 に伴う損失補償といった、 消費者の救済手 業者の破綻など

6

(\equiv) 「公衆の啓蒙」目的とFSAの役割

進、 費者教育は、 そして、当時の公衆の知識水準を勘案すれば、 る公正で効率的な機能を高めるという彼らの全体 り、FSAは、これを、 達 FSAは、 的な規制課題の重要な一部であると位置づける。 目的を付与されたのであるが、 (Consumer Education)として知られるものであ 成 上述のごとく、 適切な水準の消費者保護の確保という法定 る 金融システムに対する公衆の理解増 ため 公衆の金融システムに対する認識と 0) 金融サービス市場法によって、 業 務 金融サービス市場におけ が、 この新たな目的を 消 費 者 教 育 消 0

決定を行なう能力」と定義されてい

俯瞰すれば、まず、 が掲げられ、また、第一五七条には、 規制目的のひとつとして、 消費者教育という文脈に沿って、 金融サービス市場法の 第四条には公衆の啓蒙 法的 枠 兀 組 みを 一つの

第四条(公衆の啓蒙

についての規定が設けられてい

る

ガイダンス

(1) 公衆の啓蒙の目的は、 する公衆の理解を増進することである。 金融システムに対

(2) (a) それは特に、次に掲げるものを含む。 異なる種類の投資物件又は他の種類

知を増進すること 金融取引に付随する利点とリスクの周 0

第一五七条(ガイダンス)

(b)

適切な情報と助言を提供すること

nancial literacy)を高めるための優先課題を幅広

理解を喚起するために必要な金融リテラシー

f:

融リテラシーというのは、「情報に基づく判断

く盛り込む必要があるとしたのである。

ここで金

機構は、次に掲げる事項に関し機構が適 切であると考えた情報及びアドバイスか

(1)

行

1,

資金の活用及び管理に関して効率的な意思

らなるガイダンスを与えることが出来

る。

された規則の運用に関するもの の法律又はこの法律に基づいて制定

(b) 機構の職務に関連する事項に関するも

の

(c) 規制目標を満たすためのもの

えることが望ましいと思えるその他の機構にとって情報又はアドバイスを与

(d)

事項に関するもの

(2)

ことが出来る種類の情報又はアドバイス機構は、この条に基づいて機構が与える

援助を与えることが出来る。

を与える者に対し、財政的又はその他の

なっており、第四条は、FSAが、金融サービスFSAの活動に幅広い規模と範囲を与えるものとここに見られるように、新たな法的枠組みは、

また第三条には、限定的ではあるが「金融シス

また第三条

に、

及び商品についての公衆の理解を増進するため

適切な情報と助言を提供することを可能とし

第三条(市場の信頼性)

テム」の定義が掲げられている。

される金融システムをいい、次に掲げる② 「金融システム」とは、連合王国で運営

(a) 金融市場と取引所

ものを含む。

(b) 規制業務、及び

© 金融市場と取引所に関連するその他の

活動

また、消費者は、何に金を使い、どの程度貯蓄衆の理解を増進することも含まれている。

般的 は、 らない。 衛すべきかどうかを、 や投資を行ない、将来の不慮の出来事に備えて自 原則 自らの決定に責任を負うべきであるという一 金融サービス市場法第五条は、 にFSAが配慮しなければならないと 自分自身で決めなけ 「消費者 ń ば な

規定している。

第五条(消費者の保護)

(1)

消費者保護の目的は、

適切な水準の消費

者の保護を確保することである。

(2) 上で、機構は次に掲げる事項に配慮しな いかなる水準の保護が適切かを考慮する

ければならない

(a) ること 引には、 異なる種類の投資物件又はその他の取 異なる水準のリスクが含まれ

て、

(b) 異なる消費者は異なる種類の規制業務 に関連しており、異なる水準の経験と

知識を有すること

(c) 消費者が、 助言と正確な情報を有する

きであるという一般的原則

(d)

消費者は、自らの決定に責任を負うべ

必要性

一、消費者教育についてのFSA

場の特質と消費者の理解力のレベルを前提とし 及びFSAの果たす役割は何か、 に関わる消費者教育を進めていく上での優先課 こうした法的な枠組みの中で、 短期的・長期的なアクション・プランをどの の見解と提言 FSAは、 金融サー 金融

て、一九九八年七月に公開した。その内容は、 りまとめ、それを諮問文書 ように策定すべきか等についてFSAの見解を取 (参考文献①) ・ビス市 以 題 フスタイル

の変化を契機として掘り起こされるこ

とになる。こうした時期において、

消費者は、

財

消費者教育における優先課題

下のようなものであった。

入学、 誕生、 であり、 者といっても、ニーズ、関心、 この分野における優先課題は何か。一口に消費 就職、 離婚、 情報に対する需要は、 転職、 近親者との死別、 不動産の購入、 定年退職などライ 購買力の面で様 親元からの独立 結婚、 子供の

を、 る。 務計画の策定(financial planning)が必要とな 消費者が容易に利用できるようにすることで F S A の 役 割 は 、 客観的で信頼性のある情報

画を必要としている。一方、可処分所得の高 スよりも、 可処分所得の低い 借り入れや負債の管理に向けた財務計 消費者は、 高度な金融 サ い消 1 ビ

ある。

完全に合理的な理由で、 費者は、 の消費者がかかわっている大衆市場においては る金融的な資源を所有している。 情報や助言を容易に利用することが出 ある種の商品は買わない しかし、大多数

来

雑さ、透明性の欠如にうんざりしている消費者も いる。FSAが努力を集中すべきなのは、まさ に提供されるサービスや商品の馴染みの無さ、 ように気をつけている消費者がいる一方で、 市場 複

に、 ある。FSAは、大衆市場の消費者に、 大衆市場に存在するこうした状況に対してで 商品及び

助言の双方について、より主体的で目の肥えた購

入を促すために必要なツールの提供を支援すべき されることになろう。 れ、より透明で良質な商品やサービスの提供が促 であり、これによって、市場での競争が促進

さ

FSAは、 将来、 さまざまな商品やサービスに

関する最新で明瞭かつ比較可能なデータが、

定期

がそれに該当する。

立つ 諸問 0 ば、 7 特 的 働きかけることがあるかもしれ のポジションを活用することがあるかもしれ 情 また、 題に対応するために、 報や助言を提供するように、 FSAは、 ない。 外部に向

に消費者に提供されることを保障するという独 消費者の権利や責任についての情報提供など 商品を購入した後に生じる 消費者支援のために役 たとえ かっ な

> は、 を策定することが可能となる。しかし、このこと 政府及び公衆の信頼を勝ち取ることの出来る戦 FSAが戦略のすべてを遂行するということ

略

効率的に活用する上での助けとなるはずである。

が、不必要な重複作業を回避し、

資源をもっとも

るための、さまざまなパートナーとの共同

作

を意味しない。

消費者教育のプログラムを配布

す

の多くは、すでに、 この仕事にふさわ しいパ 金融分野における消費者教育 ートナー は数多い。

そ

い視聴者へのアクセスを確保するというFSA戦

り多様な配布チャネルを通じて、

出来るだけ

幅広

に携わっている。

彼らとの連携活動は、

可能

な限

の重要な一部である。 ートナーシップによる

略

アプローチの事例として挙げられるのは、 グ である。 ル 1 プ ここには、 (Personal 金融サービス業界の Finance Education 個 人金

Group) 代表者、 規制監督当局、 政府スタッフ、 消費者代

F S A の 役割

る。 る な知識と理解力を持っているにもかかわらず、 F それは、FSAが金融サービスに関する詳 あるいは支援する上で絶好の位置を占め S A は、 消費者教育の総合的な戦略を主導す 7 金 細

それゆえ、 業界、 教育機関、 FSAは、 消費者団体 成功裏に実行

することが出来、

からである。

融サ

ビス業界からは独立した存在になって

13

る

融

教

育

証券レビュー 第49巻第2号 グループ (Pensions Education Working Group) は、 である。これは、一九九七年に、社会保険省 なっている。もうひとつの事例は、 力 におけるパイロット計画が進行中のナショナル ように機能するかを実地に確かめるために、 (Department of Social Security) じよって、 リキュラム 個人金融教育が導入され、これが実際にどの (National Curriculum) 年金教育作業 の中心と

考えられる。 助言するために設立されたものである。このグ ナー候補としては、以下のような機関、 の団体の代表者が参加している。FSAのパ ル の年金知識を高めるためには何が必要かを政府に ープには、 年金や金融教育に関心を持つ広範囲 団体等が 国民 1

社 業界団体 関連機関を含む。たとえば、学校で使われる 金融サービス事業者団体、 個別会

ば、

年金教育作業グループの勧告に沿って、DS

金

Trust Companies, AITC)、ユニットトラスト& 投資信託会社協会(Association of Investment 業協会 (Association of British Insurers, ABI) 教材や消費者向け助言の出版物などは、

英国保険

学校

表、

教育者などが参加している。このグループ

of Unit Trust and Investment Funds, AUTIF),

インベストメント・ファンド協会、(Association

BBA)など、ほとんどの事業者団体によって提 英 玉 銀行協会(British Bankers Association,

\$ 持っている。 学校児童を対象にした教育イニシアティブを

省 会保険省、内国歳入庁 中央政府、 (HM Treasury)、公正取引庁(Office of Fair 地方政府の機関及び代理機関 (Inland Revenue) | 社 財

Trading, OFT) をはじめ、 融教育の促進に役割を果たしている。 多くの省庁は 個

供されている。多くの銀行あるいは住宅金融組合 132

うちのいくつかは、

助言サービスを提供したり、

が、 府に は、 性を高めるための行動に着手している。 の見通しに関する刊行物のクオリティや入手可能 Sは、すでに、年金や国家年金 広範囲の消費者情報を提供している。地方政 しばしば、 おいては、 消費者情報を提供し、また、その Trading Standards Departments (State Pension) O F T

Advice Bureaux)である。七〇〇箇所のメイン・ シチズンズ・アドバイス・ビューロ 地域レベルの苦情処理を行なったりしている。 助言機関 ― もっとも包括的なネットワークは、 — (Citizens

るが、 金融問題を含む無料の一般的助言サービス

を提供してい

る。

を擁 ビユ

負債及び利益の助言を重視する傾

向は [先機関

あ

1

口

]

(事務局) と一七五九箇

所の出

Achievement)」スキームを運営している

労働組合 ― 特に記録されなければならない

資

Association) 消 費 者 寸 は、 体 協会の雑誌「Which?」に個 消 費 者 協 会 (Consumer's 人

> 情報 13 ついての のセクションを設け、 調査を実施している。 消費者理解と情報提供 The National

Consumer

Council

Consumer

Congress' the

National Federation of Consumer Group などが、 消費者スキルの獲得という旗印の下に、National

Consumer Education Partnership を立ち上げよう

としている。 教 育機関

を習得したかを記録することができる様になる、 Institute は、 金 管 理 — The City and Guilds of London 中等学校の生徒がどのような技術 0) 一達 成 状 況 (Profile of

は、 TUCである。 ーしてい のネゴシエータ る。 個々の労働組合も教育 1 TUCの教育活動は、 や事務員のため の年 0 一金をカ 役 労働 割 組

バ 合

担っている。たとえば、一九八九年から実施され

る。

ている組合の「Return to Learn」プログラムは、

教育システムに乗り遅れた組合員に対して、教育

の機会を提供している。

をすでに受講している。それには財務計画の策定従業員 ― 多くの従業員は、定年退職前コース

も含まれている。

そのほとんどが個人金融プログラムを持ってい金融セクションを設けている。一方、放送局も、メディア ― 新聞は、今やそのほとんどが個人

ブの支援などがその代表である。 ティが存在している。ProShare による投資クラチャリティー この分野にはさまざまなチャリ

ウ・アクション・プラン

状

Ą

金融サービス市場の特殊性と消費者理解の現

【金融サービス市場の特殊性】

の人々は、彼らが手にする助言や書物を理解し質への理解が限られているということにある。多く

消費者教育の必要性の論拠は、公衆の金融問

にさらすことになり、リスクを制限するための規が消費者を誤った販売(miss-selling)のリスク

融サービス市場の特殊性が意味することは、それ問する能力やスキルを持っていない。そして、金

問題の大きさは、商品によって異なる。たとえ制コストを高めることになるということである。

ば、個人年金を取り上げてみると、この商品を理

に比べると、はるかに困難である。もっとも、全解することは、終身保険のようなシンプルな商品

般的に見て、金融サービス市場は、他の財・サー

す。

(a)

情報問題:情報の非対称性

(asymme-

個 上 が、 要性を論じる場合の論拠の一つとなってい る。 ビス市場に比べて、より複雑で透明性に欠けてい こうした金融サービス市場の特殊性は、 この分野における規制及び教育の必

消費者

る。 以下のような行動をとることを困難にしてい (a) 金融ニーズを特定し、ニーズに適合する 方法を決定すること。

(c) (b) 選択肢 と。 消費者のニーズと個 た商品を選別するに当たって、 き起こされるであろう結果を理解するこ (利用可能な選択) 人的な好みに適合 の重要性と引 効率的で

情 報に基づいた選択を行うこと。

ここで言う特殊性とは、 以下に掲げるものを指

> 費者による金融取引のリスクとリター tries of information) は、 しばしば、

消

ては、 スト る。一方、それは、多くの消費者にとっ ストメント・トラストとユニット・ サービスの提供者は、たとえば、インベ の評価を困難なものにする。 の違いなどを理解することが出 馴染みがなく、 わかりにくい 金融商品 分野 } 来 ラ Þ

内を提供するのが常であった。その上、 ない言葉で書かれたわかりにくい商品案

た。その理由のひとつは、 商品設計が複雑であるという傾向 業界のさまざ が あっ

まなセクターの歴史的な発展の結果であ の対策の結果でもあった。 また、 長年にわたる特別税など規制 消費者が、

n,

々 の商品の違いについて理解できたと

-135

である。

金融サー

- ビス部

消
は
、

馴染みる

(c) 将来のトレンド:政府は、 福祉政策の見

競争を促す圧力が加わり、イノベーショ

なかった。

(b) 歴史的要因:戦後の福祉政策 使って直接的な比較を行うことは、 と思われる。 することは、 んど困難だからである。 しても、一般的なタイプの商品の比較を 提供されている基本情報を 依然として困難では (welfare ほと

は、

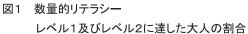
13 されてきたということである。そのた よる基本的なセーフティーネットが提供 ことは、どのような理由であれ、 provision)が多かれ少なかれ意味した (life-skill) の金銭的な問題に直面した人々に、 かかったり、生計手段を失ったり、 中 金融リテラシーが教育システムの中 核 的 として組み込まれることは な 「ライフ・ス キ 病気に ル 国に 不測

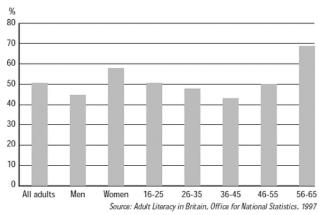
(d)

ことになる。

際に、 かけ、 援することである。 場をより深く理解し、正しい疑問を投げ 市場の効率性:金融教育は、 商品、 もっと効果的に物色することを支 サービス、助言を購入する その結果、 消費者が市 市場には

購入するという大きなリスクが存在する に失敗して損害を被るか、 ない限り、 についての認識と理解のレベルが向上し といえば、 費者市場は成長するが、それはどちらか とが必要になるだろう。 について、彼ら自身の対策を策定するこ 直しを打ち出しており、 未経験者の市場である。 彼らが必要とする商品の 所得の確保と退職後の所 したがって、消 将来、 悪質な商品を 消費者 購入





- (注1)「数量的リテラシー」とは、投資の期待収益を達成するために必要とされる利子率の計算のような、 印刷物の中の数字に算術演算を適用するための知識及び技術のことである。
- (注2) レベル1及びレベル2は、足し算、引き算のみを含む(掛け算、割り算は含まない)。

英国民の多くが、

ば、 数 は meracy skills) どを理解し 算を含んでい 数学の基礎 れた七カ国 口 オ の計算など金融リテラシー j たのは、 英国 テストを受けた人々のうち、 7 ストラリアの三三%(下から二番目)をも下 日本の四三%、 る。 の成人のうち てい の わずか二〇%に過ぎなかっ 知識で最も劣ってい 設問 玉 る。 に欠けて ない 際調査に は 别 フランスの四〇%はもとより 数学 0 の半数 数学 簡単 調 お 査 0 の基 る。 な掛け算、 (V 基 が、 に必要な基本的 て、 図 礎 礎知識を教えるこ 1 参 完全に問題を解 ることが判 英国 九 知 百 分率、 識 九六年に行 照 |の成 百分率や分 (basic nu-13 複利 人は ょ 明 な n n

とはFSAの役割では

ない

が、

多くの消費者が持

つ能力レベルを認識し、その結果として必要な重

は、絶対に必要である。要情報をできるだけ明確かつ簡単に提供すること

金融商品及びサービスの一般大衆の理解及び認

めて少ない。FSAは、この調査ギャップを埋め識のレベルに関する入手可能な定量的な情報は極

たいと考えている。

(a) 国民の金融リテラシーのレベルが概しては、以下のような事実である。

現状において入手できる情報が示しているの

(b) 必要性の認識が概して低いこと。

低いこと。

マンスがどうなっているのかを理解する
() なにが入手でき、様々な商品のパフォー

年金

(National Opinion Rolls)

0)

調査に

よれば、

公的

どのようにして見つけ出すかということは、彼らが知る必要のあるものを、どこで、

ベ

ルが低いこと。

について無知であること。

サービスの購入を決定できないこと。 (e) 必要性や状況に照らして、適切に商品

らいの貯蓄が必要であるか、あるいは、一定の成彼らの強い願望や期待を満足させるためにどのくルについてほとんど理解しておらず、退職後に、

困難であるが、多くの人々が、年金支給額

のレベ

「金融的に無知であることのコスト」の評価

は

らかである。たとえば、全国世論調査会社いかについてもほとんど理解していないことは明果を達成するためには、何を捨てなければならな

回答者のわずか七%に過ぎなかったが、その一方

(state pension) だけに頼るとしているのは

給されるのか分かっておらず、また、三八%は退で、回答者のうち五五%は公的年金がどの程度支

職後のライフスタイルを維持するためにどの程度

PIA) 況」によれば、 割合はもっと高く、 ば、 た。 の年 言う状況に直面している。女性については、 個 また、 男性の六〇%が、 人投資機構 金が必要なのかまったく分かってい の第四回調査 最近 の生 (Personal Investment Authority, 七五%であった(表1参照)。 命保険業協会の 公的年金だけに依存すると 調 査によ なか

その

0 n

らす。 に保険料の支払いを中止するか契約を解除してい あるい 決定を行っているようだ 年金を購入した人のうちの四〇 しかし、一九九三年に専属代理店から , は年金の早期解約は消費者に不利益をもた 消費者は購入に際して下手な意思 「生命保険及び年金の継続状 (表2参照)。 %超が、 生命保険 四 [年以内 個人

> は、 のは、 四年を超えることなく失効している。 なかったのかということである。 していなかったのか、 多くの人々がそうしたリスクを自覚すること 消費者が、 早期解約で何が起こるかを理 あるいは、 継続率のデー それを説明され 分からな 夕

В 全体的 なアプロ 1 チ

公衆の金融サービスに

つい

ての理解を促進する

なく長期契約を締結したことを示している。

なろう。 分野では、 ための様々な活動が提言されている。 他の分野でも、 FSAが直接運営の役割を持つことに F S A は FSA以外に いくつか

大にするために、 らしい成果を達成し、こうした指導力の効果を最 リーダーシップを発揮することがありうる。 FSAは、 業界、 事業者団体 すば

高く、

平均的に見れば、

保険契約の一五%以上が

あった。

しかし、この場合でも、

失効率はかなり

販売された養老保険の記録はこれ

より

Ú

良

好で

る。

独立フィナンシャル・アドバイザーによって

よる配布を促進、

支援、

連携することによって、

表 1 英国における年金受給(1997年)

	合計 (%)	男性 (%)	女性 (%)
	100	52	48
企業年金 (拠出型)	18	22	14
企業年金 (非拠出型)	5	6	4
個人年金	14	17	11
その他年金	33	40	25
年金なし	67	60	75
投資あり	55	60	49
投資なし	45	40	51

(出所) 生命保険業協会: MarketMinder Investment Survey 1997.

表2 生命保険及び年金の継続状況

	専属代理店		独立フィナンシャル・アドバイザー	
	1年後	4年後	1年後	4年後
	%	%	%	%
養老保険	91.7	76.7	94.4	83.8
終身保険	85.0	60.2	92.4	76.8
個人年金	84.1	56.7	91.5	70.5

(出所) 「第4回生命保険及び年金継続調査」、個人投資機構、1998年10月。

付け 者を確認し、 てい ディアと協調して作業を行なう必要があると考え る。 加えることのできる分野に作業を集中する。 FSAは、 それらと協調しながら最大の効果を この諮問を受けて、 外部協力

C. 短期アクション・プラン

短期的なアクションは、

以下に掲げるように、

ある。

ほとんどの場合、 している。 プログラム) の上に構築され、すでに順調に進捗 既存のイニシアティブ

戦略に関する協議に着手。 セミナーにおいて、 FSAが提言する消費者教育

Management Council)

と共同

で

組織化

した公開 (Money

提言に関する協議:

資金運用協議会

費者調査を委嘱。

0

関

者及びその他のステークホルダーの代表者 を得て、 消費者教育フォーラム: 既存のイニシアティブを基に作られた 主要業界、 政 府、 1の参 消費 加

> の啓蒙 計画化されたイニシアティブが全体のプロ 主催で定期的に開催。 に最良に適合できるような方法を特定することに ーラムを開催。 /消費者教育プログラムを統合し、 このフォーラムは、 開催 目的 は、 全体的 F S A いな公衆 既存 グラム 0 0

フォ

調査及び最新の情報ベースラインの確定: 消費

者の金融ニーズ、

理解及び意識、

適切な情報及び

助言チャネルへのアクセスについ の中 の重要な情報ギャップを埋めるために、 この調査は、 すでに実施済 ての F S A が認 消

識

連調 できるようにするために行なわれることになる を提示し、 査にも配慮して、 一定の間隔で、 包括的な情報 長期にわたりモニター ベ] スライン

認及び委託 (ベースライン調査は、 九九九年一月までに承

タウンミーティング:公衆の認識を高め、 消費

す。

者情報及び助言を提供し、公平で、情報に (generic financial advice) 消 費者 0) 立 場に立っ た一般的 の信頼できるソースと な金融 基 助

してのFSAのプロフィールを宣伝するために、

に、三箇所のタウンミーティングの開催を目指 てし、運営する(一九九九年のイースターまで 英国全土で三箇所のタウンミーティングをお膳立

ドのついた印刷物を配布するために、プリントメ わりのある金融サービスに関して、FSAブラン 印刷メディアの報道:印刷メディアの読者に関

に役立つことになろう。

FSAの役割についての公衆の意識を高めるため ディアと連携して取り組むこと。これは、また、

認識の高まりを背景とする需要の増加に見合う、 の動きを受けて、 FSAの相談窓口:来るべきFSA事務所統 FSAとその役割についての 合

は、

FSAの公式調査事務所、新たな消費者ウェ

(一九九九年春までに着手)。

より大規模な相談窓口サービスの提供に着手する

ゔ

(Personal Finance Educational Group)、資格 金 融リテラシー:個人 金 融 教育グ ル 1プ

リキュラム庁(Qualifications and Curriculum

生徒、 学校の児童、継続教育 Authority)との共同作業を継続する。これは 高等教育 (Higher Education) の学生のた (Further Education) 0)

めに、 として教育システムに組み込むべきであるという な理解を、中核的ライフ・スキル 金融リテラシー及び金融サービスの基本的 (key life skill)

見解に基づいてい

卜 タディといったものが考えられる。こうした教材 の開発。教材は、当初、チラシ、ファクト 基本情報の公開:多くの使いやすい教育出版物 カタログ、 チャート、 ポスター、 ケー ス シー ・ス

ろう(一九九八年末までに、三から四の公開を目ブサイトなどを経由して広く配布されることにな

指す)。

D. 長期的な展問

のである。FSAは、これらが消費者教育フォー対して、以下に掲げたリストは、いずれも新しいすでに実行されている作業の継続である。これに上記の短期的なアクションは、その大部分が、

認識 合、 涯学習戦略の一部として、資金管理技術及び 職 教育機関との共同作業。これは、 場での学習: のための場所を確保するためである 雇 用者、 事業者団 総合的 体、 労 働組)商品 な生

ンズ・アドバイス・ビュ

1

П |

·協会

(National

シチズ

アドバイザーのための消費者サポート:

ラムを通じて前進することを望んでいる。

Association of Citizens Advice Bureaux) などと

ことを狙っている。このアドバイスは、 する助言、 礎的な事実に基づく情報と、 に、資金管理、 協力して、共同プロジェクトを設立する。 ロジェクトは、 消費者の権利と責任などに関して、 予算、 最前線の消費アドバイザー 基礎的な金融サービスに 訓練資源を提供する 般的 のため 基 な 関

枚送メデイアの報道・人主こお、するものではない。

ものであり、

特別の行動計画や特定の商品を推

奨

放送メディアの報道:人生において金融ニーズ

がますます高まることを確認し、

F S A の 役割 に

を実施する。携して、全てのチャネルにまたがるキャンペーン携して、全てのチャネルにまたがるキャンペーン

く対応する最新技術を利用しながら、FSAの市わる一般的な消費者のデータベース検索要求に広市民相談窓口:引き続き、金融サービスにかか

的な一 民相談窓口 般金融サービスである消費者相談サービス (FSA's public enquiry point)を包括

(Consumer Helpline Servises) 対話式のソフトウェア:人々が家庭で利用する に発展させる

な情

簡素化を支援することができる。

を通じて入手可能な、 者ウェブサイトや他の情報テクノロジーチャネル 報やツールを提供するために、FSA専用 ことが出来る、クリアでシンプルかつ魅力的 対話式のソフトウェアの開発を推進する。 ユーザーにとって使いやす の消費

に、 較データやコスト・データを設定し公表する。 範囲、 業界や消費者代表と協議の上、 通常購入されているサービスや商品 基本的な指標 の比

比較情報:消費者が効率的な選別ができるよう

スのレベルを高めるために業界と共同のイニシア ティブに着手する。 クオリティ:情報 の明確さを高め、 顧客サービ

商品理解の向上:政府、 消費者代表、 金融サー

テラシー教育」と「消費者への情報提供及び助

消費者教育戦略

の見直しを行ない、「

金融

IJ

業。たとえば、 ビス業界代表と協力して、一般大衆にとって理 と協力して、年金商品に関して、 し易い 金融サービスや商品を提供するため FSAは、 年金教育作業グル 情報の標準化と 0) 解

三、金融システムに対する公衆の

理解を増進させるための戦略

SAは、 せられたが、 達成するための提案に対して肯定的であった。 てのFSAのアプローチ及びFSAの規制目的 〇三通に及ぶ回答を受け取った。様々な意見が寄 上記の諮問文書(CPI5)に対してFSAは 諮問文書に対する様々な意見を勘案しつ 回答の大部分は、 消費者教育につい F

0

れらをポリシー・ステートメントとして取りまと めたうえで、一九九九年五月に公表した(一二四

言」を柱とする消費者教育プログラムを策定、

そ

頁、参考文献②)。

で、 向付けるものとして重要な意味を持ってい して将来の)英国の消費者教育への取り組みを方 このステートメントは、 以下、 その内容を詳細に見ていくことにした 現在に至るまでの るの そ

公開諮問への回答を勘案した消費者教育戦略

Ą 規制目的 の解釈

の見直.

を増進する」という法定の目 的を付与され てい

る。 て F 情報に基づく選択を行なうための国民の能力 FSAは、 SAは、「金融システムに対する公衆の この 目 一的が、 金 融 ニーズに 理解 関 L

> が、この法定目的とその取り組みにおけるFSA と考えている。 を高めること、 育」と呼んでいるプロセスを強化することである すなわち、 諮問文書の回答者の九○%以上 FSAが 消 費者 教

の役割を支持した。これらの支持者はまた、 Aの付託された権限の解釈についても賛意を示し F S

ている。

FSAは、

諮問に対する様々な意見を受けて、

ため きな目的が、 実施した。その結果、 付託された権限 の手助けを行なうことであり、 消費者が情報に基づく選択を行なう の解釈についての詳細な再吟味を FSAは、 消費者教育の大 この É 的 を達

され、 消費者圧力が高まり、 成することによって、金融サービス市場に 改革がもたらされ、 それを通じて、競争が促 貨幣のクオリテ イと価 お 進 7

値が高まることを改めて確認した。 この目的を達成するためには、「金融リ

ァテラ

いう二つの目標に焦点を合わせる必要がある。と助言」(consumer information and advice)とと言い(consumer information and advice)と

と教材の開発を推進し、学習者に対して、以下の彼らに提供することであり、FSAは、教育計画理を行なうために必要な知識、理解力、スキルを理を行なうために必要な知識、理解力、スキルを「金融リテラシー」は、個人個人が情報に基づい

① 個人金融(personal finance)との関連でような機会を提供する。

質や活用についての理解を高める機会。
② 借り入れや負債など様々な形態の資金の特

得する機会。

④ 金融にかかわる意思決定の結果について学問し、評価する方法を習得する機会。

び、消費者の権利及び義務について学ぶ機

会。

(5)

特定の金融ニーズに対する適切なソリュ

]

びベネフィットを比較評価する方法についジョンを選択するために必要な、リスク及

て学ぶ機会。

「消費者への情報と助言」は、

消費者が財務計

とではない。ここに言う一般的な情報と助言にすることであり、個別商品の指図や推奨をするこはal and generic information and advice)を提供きるように、公平で一般的な情報と助言(impar-

際に助けとなる情報及び助言。財務計画が必要かどうかを消費者が決める

1

は、以下のようなものが含まれる。

決める際に助けとなる情報及び助言。消費者のニーズに適合する商品のタイプを

2

画を策定し、情報に基づく選別を行なうことがで

(3) 専門的助言へのアクセス及びその最良の活 用方法についての情報及び助

(4) 況が悪化した場合に何をするかを意識させ 消費者に彼らの権利と責任を意識させ、 るための情報及び助 言 状

消費者に、 彼らが様々な商品を評価 し見分

(5) 彼らのニーズに適合する商品 る際に助けとなる情報及び助 けるために役に立つ比較情報を意識させ、 言 は何かを決め

В F S A の役割

ある。

て、 問文書におい 次のように述べている。 て、 FSAは、 彼らの役割に 0

るい FSAは、 は支援するための絶好の位置を占めている。 消費者教育の総合的な戦略を主導するあ

いうのは、

FSAは、

金融サービスに関する詳細な

めている。

FSAは、

自分自身のイニシアティブ

知識と理解力を持っているにもかかわらず、 口 遂行するということを意味しない。 る。 で、業界、 である。それゆえ、FSAは、 サービス業会からは独立した存在になってい もっとも効率的に利用する上での助けとなるはずで 信頼を勝ち取ることの出来る戦略の策定が可能とな 共同作業が、 グラムを配布するためのさまざまなパートナーと しかし、 教育機関、 このことは、 不必要な重複作業を回避し、 消費者団体、 FSAが戦略のすべてを 成功裏に実行が 政府及び公衆の 消費者教育のプ 資源を るから 金融 可

このFSAの役割につい ての見解は、 多くの 口

的支援あるいはその他の支援を提供することを認

条は、

FSAが、

ガ

イダン

スの提供に対する財

政 七

答者の賛同を得た。

金融サービ

ス市場法第一

Ŧi.

2

取り込む活動についても、 を提供することについても、 なければならない。FSAは、 ミュニティ、産業界、その他のグループの支援 極めて弾力的に対応し 国、地方、 支援可能な枠組み 地域 コ

を以下のように設定する。

(1) それが適切な場合、 れ配布されたプログラム。 FSAによって開発さ

それがFSAの狙いと法定目的に一致して いる場合、 FSA以外の機関によって開発

され配布されたイニシアティブ。

3 外部のイニシアティブ。 ディ 生涯学習、業界人のための大学、ニュー ールや政府の消費者戦略など関連する

C. 優先課題

範囲を、「公衆の理解を増進すること」と定義す 融サービス市場法は、「公衆の啓蒙」 目的の

> ることによって、広範なものとしている。 しか

要があり、また、どのようなグループの人々やど れば、それを有効に活用することに全力を注ぐ必 し、保有している資源が限定的であることを考え

するかを特定しなければならない。 金融リテラシーをしっかりカリキュラムに組

Z

のような消費者教育分野を最優先のターゲットに

込むこと、これがほとんどの回答者によって言及 された優先課題であった。 その狙いは、 全ての子

将来、自分自身で財務計画を策定するときに必要 ようにすることであり、それによって、彼らは 供たちが、金融リテラシーを身につけて卒業する

ことになる。FSAも、長期的に見れば、これ となる知識、基本的スキル、そして理解力を持つ

唯一の方法であると考えている。

が、

法定目的を達成するためのもっとも効果的

その一方で、金融リテラシーを身につける機会

は、

消費者教育の権限を限定するという提案について

広く支持された。その理由として挙げられた

ついて、回答者は、

それがきわめて重要なことで

リテール大衆市場に対してFSAに付託された

特に、 立った。 不足の消費者を対象にすべきだという回答が目 [[] 要性を理解していない、経験不足の「傷付き易 場合、受け入れ可能な優先課題は、 にすべきであるという意見が広く見られた。 のなかった大人についても、 消 十分な教育を受けておらず、 費者 ('vulnerable' consumers) 直接的なターゲット 低所得で経験 財務計 であ 画 この る。 |の必

を験 消費者が、金融商品やサービスの購入者としる。
、大きな影響を及ぼすからである。
大きな影響を及ぼすからである。
大きな影響を及ぼすからである。

を強化するための特別な教育プログラムの開発に思決定をするために必要な知識、理解力、スキルものを物色(shop around)し、情報に基づく意

て、かれらのニーズや個人的な好みにマッチする

品をどのような優先順位で購入するかを決めるたあると考えている。また、どのようなタイプの商

供は、彼らにとって望ましいものであるというFめに必要な、消費者への公平で基本的な情報の提

た。回答者は、FSAがモーゲージ、借り入れ、nance)も対象に含めることについても支持され、サービスばかりではなく、個人金融(personal fi-

ある、ということであった。また、

規制

商品

B

なく、

それが効率的に機能するようにすることに

FSAの役割は市場を大きくすることでは

回答者は、概して、消費者の情報に対する需要

回答者の間で広く支持された。

SAの見解は、

証券レビュー 第49巻第2号 不動産 は、 きであるというFSAの見解に同意してい はアクセスできない理由について詳細に調べるべ 死別、 ている情報の宝庫にアクセスしたくない、あるい くの人々が公有財産の中ですでに入手可能になっ ている。また、FSAが消費者調査を通じて、多 よって掘り起こされるということについて合意し こうした諮問文書への回答をもとに、 定年退職などのライフスタイル の購入、 結婚、 子供の誕生、 離婚ある の変化に F S A

> れ、 としても、 ラシーが完全に学校のカリキュラムに組み入れら の消費者が進化するための唯一の拠り所でありう 四歳から一九歳の資格認定に組み込まれ 大人のための金融リテラシーが、

るからである。

が、

家族からの独立、

入学、

就職あるいは転職

(V

は

ビスの購入者と高所得グループの消費者を除外す いては、 るつもりはないが、 FSAは、豊富な経験を持つ金融商品及びサ 経験不足 の「傷付きやすい」消費者 教育プログラム及び教材につ 0 Ì

課題であると見なされている。 テゴリーに、経験不足の金融商品やサービスの購 FSAは、 このカ

この優先グループの理解水準に合わせ、 低所得層の人々を含めることとし、 入者、十分な教育を受けていない人々、そして、 教材の内容を

効率的な方法でそれを彼らに届けるようにしたい

必要であると考えている。というのは、金融リテ 時に、長期的にも短期的にも、 ている人々に直接手を差し伸べることも引き続き をもたらすであろうという回答者の意見に同意 ることが、 これを最優先課題であるとした。しかし、 金融リテラシーを教育プログラムに組み入れ 長期的には、 極めて大きなインパ すでに大人になっ クト 同

ニーズをターゲットに置いている。こうしたグ

ループは、回答者及び政府の双方によって、

優先

あり、 リテー

また、

たらされる、

と考えてい

者ニーズのもっとも大きな分野にか 問 0) 回答者は、 FSAの主な目的 かわるも が、 ので 消費

ケットではなく、 61 る。 したがって、 リテール市場の消費者に対して 優先課題は、 専 門家の マー

なければならないというFSAの見解を支持して

情報やガイダンスを提供するということになる。

の上、そこには、 ル市場では、 消費者にとって最大の直接的なリス 情報が不足しているからである。 理解力と知識 消費者は相対的に経験不足で の欠如によっても そ

を受けていない、モーゲージ、借り入れ、 ンスを文脈内に設定するためには、 クが存在する。 教育プログラム、 情報及び F S A 負債 の規制 ガ イダ な

る。

どのリテ

ĺ

ル分野にも手をつける必要があるかも

13

しれない。

D 情報及び助言の提供におけるFSA の役割

独 立した、 業界には属さない情報 源 か 6

0)

明

瞭、 に定め、 クセスは、 Aが公平かつ信頼できる一 単純で信頼し得る情報及び助言へ 財務計画を作る上で大いに役立つ。 多くの消費者が彼らの長期目標を明確 般的な消費者向 の容易なア .け情報

F

S

SAの既存の電話相談窓口 るという考えについては、 と助言の直接的な提供者として、 強い支持があった。 を基に その役割を広げ した中 -央紹 F

サービス r V ては、多くの回答者が望ましいと回答して (central referral service) 0) 開 設に

た。 的なガイダンスと専門的 ティブの「危険性」について懸念する向きもあ ついての特定の「投資助言」との間に境界線が しかし、 特に、 業界を中心として、こうしたイニシア 回答者は、 商品タイプについ]助言機 関か 5 0 個 7 別商 0 一般

— 151

介

る。

仮に、

人々が、

一般的助言を、

彼らの個

人的

な状況に不適切に適用するとすれば、それが、F

明確に引かれ、 ても完全にそれが理解されることを求めてい 専門業者と同様に、 消費者によっ る。

特定の投資助言の間にはいわゆる「灰色分野」が 個 々の商品の適格性についての一般的な助言と

存在するのではないか、そのため、

消費者は、

61 かについての投資助言を与えられてきたと信じて の商品が彼らにとってもっとも適切な商品である るのではないか、ということが指摘されてい

チャネルは、 責条項を持つべきであり、 SAへの信頼を失わせることになるかもしれな FSAからの一般的助言は、全て、 優れた道路標識であるべきだという また、特定の投資助言 明確な免

ビスは、こうした消費者の希望を満たすことが出 見解は支持されている。 それが入手できない場合、 消費者が特定の助言を強 FSAのサー

> 答者の中には、 来ないのではないかという指摘もあった。業界回 きではなく、情報の提供に限定すべきだという考 FSAはいかなる助言も与えるべ

えを支持するものもあった。

FSAは、回答者の懸念に留意して、

先に進

に、個人金融における消費者向け助言サービスの 前に、この分野の調査を行う予定であり、 すで

じている情報及び助言についての意見やどういう にベースライン調査を委嘱し、 提供の実態分析に着手している。また、外部機関 消費者が必要と感

いて調査を行なうことにしている。

手段でそれを入手しようとしているのかなどにつ

E 消費者教育フォーラムの役割

F

上に構築される消費者教育フォーラムの設立を提 利害関係者の代表を含む既存のイニシアティブの S A は、 主要業界、 政 府 消費者及びその他

れてい ドバイザリー 心を示した。 せられ、 定とその実施に引き込むことができるようにする を確立することを支援し、 ためのフォーラムの設立については強い支持が寄 FSAがこの分野における主導的な役割 多くの回答者が、 当該フォーラ ポリシー・ ムは グループとして設立さ それに加わることに関 利害関係者を戦 現 在 臨時 略 の設 Ŏ) P

は、 る。 れ維持されるよう支援することになろう。 Aに重要でやりがい この分野における他の作業との連携が 消費者教育フォーラムと特別助言グ 0) ある役割を与えることに

確立.

さ プ

ル

と消費者教育に関する将来の作業において、

F S

は、 うにするための手段であるとみている。 して助言するための体系的なメカニズムを持つよ ダー の頻度で開催され、 ば F このフォーラムが、少なくとも三ヶ月に がFSAの消費者教育戦略及びその実施に しば S Ă は、 相 談にあずかるよう期待してい このフォー 必要ならばメンバーがもっと ラムを、 ステー る F S ク ホ 度 関 A ル

> F. 金 融サージ FSAの消費者教育活動の有効性のモニター ビス市場法は、 FSAがその資源を効

率的 構成要素となるのかについての意見を求めて かなる方法で評価するか、 FSAは回答者に対して、 ている。 かつ費用効率の高い方法で活用するよう求め 消費者教育の伸展は新たな出発であり、 また、 そのベネフィ 何が 「成 ットを 功 0) V)

度のみにとどまらず、 定量的 つとも な消費者調査である。 ポピ ユ ラ 1 消費行動も含めての調査で な効果測 定 それも、 方法 は 消費態 定 性

衆

0 F

理

解

を促進するという権限は、

公衆の啓蒙

S

付託された

「金融システムに対する公

的

b

る。

FSAにとって心配の種であり、

多くの回答者

ためである。

も心配していることは、

因果関係の特定が難しい

品の継続率の変化の理由についての詳細な調査 を被るにもかかわらず、 必要性も指摘されている。 されている。 ある。FSAとその消費者保護及び教育面におけ る役割についての認識の高まりが、 また、 個人年金や終身保険などの商 それは、 金銭的な損失 しば しば 指 摘 0

め、 あるいは契約を解約する理由を明らかにする 人々が保険料の支払をや

境の変化など別のファクターによって歪められて ということである。 消費者教育の成功を反映したものであり、 ないということがどの程度確かなのかというこ 問題は、 観察された変化が、 経済環

が大方の見方である。 成功 (計測された) 五年から一〇年が経過した には時間がかかるというの とである

ル

前に、新たなイニシアティブを試験的に実施する としても、 る前に、費用が注意深くコントロールされ、 つもりである。これは主要な資源がコミットされ まったく賛成である。FSAは、完全に実施する を注意深くモニターする必要があるという意見に に大きな変化が現れるとは考えられ FSAは、 消費者の理解力、態度、 消費者教育プログラムの費用対効果 行動のレベ ない

が算定されるようにするためである。 F SAの消費者教育部 (Consumer Education

Department)は、パフォーマンス指数の

開発に

う。計測する必要のあるファクターは、公衆の意 業プログラムの費用と効果を監視することになろ 取り組んでおり、 定期的なレビュ 1のもとで、 作

識と態度の変化である。 たとえば、 年金や終身保険の継続率に関する 明らかにされた消費者行

調査は、FSAが教育プログラムを分析するうえ

動

献①

を起草した。これは、

資格カリキュラム庁

ついての提案を含む政策文書(一二四頁、参考文

で役に立つはずである。

Ą 消費者教育の作業プログラム 金融リテラシー教育

【学校における金融リテラシー】

がカリキュラムにどのように組み込まれうるかに 九九八年一二月、FSAは、 金融リテラシー

け入れられて、 及び教育雇用省(DfEE)によって前向きに受 (Qualifications and Curriculum Authority, QCA) 実際に、 イングランドとウェ 1 ル

か

れ

らが提案する

「金融能

力の

ための教育

まっている。 ズではナショナル・カリキュラムの見直しが始 新たなプロ

投入されるガイダンスに関する協議に参加してい FSAは、 グラムの構築及びそれに

る

このプログラムは、二〇〇〇学年度に施行さ

政支援を行なっており、

個人金融をカリキュラム

は、 れる予定になっている。FSAの提案に対して (Department of Trade and Industry, DTI) 財 務 社 会 保 険 省、 貿 易 産 など 業

省

定カリキュラムに組み込むという確約を受けてい る。資格カリキュラム庁は、 資格カリキュラム庁からは、 の省庁から強い支持が寄せられ、教育雇用省及び 個人金融を組み入れ 金融リテラシーを改

なうことに同意している。

FSAは、Scottish Consultative Council から、

キームに関して、

る方法を研究するために、

彼らの新たな作業ス

リキュラムに関する協議に参加するよう求められ (Education for Financial Capability)をめぐるカ

ている。 (Personal Financial Education Group, pfeg) また、 FSAは 個人金融教育グル に財 1プ

FSAと全面的な共同作業を行

は、 5 に関与している。これらは、 クトの価値を評価するためのプログラムに積 最近、 小中学校一八校でスタートしている。Pefg 自身のウェブサイトを開設した。それ 一九九八年の秋季か 極 的

に統合するというかれらのパイロット・プロジェ

Resources を含んでいる。 は、 学 校 で 利 用 する た め 0) Directory of

【大人のための金融リテラシー】

柔軟性に富む教材を提供する双方向ソフトウェ

提供する手段というだけではなく、 は、 る。 アを利用して、大人のための金融リテラシー・ ニシアティブを推進する機会はすでに存在してい インターネットにリンクしたコンピューター 個人に対して学習プログラムへのアクセスを 職場、 地 域 イ 0

人々に教材を提供するという費用効率の高い手段

グループ、

カレッジなど様々な教育施設で学ぶ

ドバイザーの訓練資材の提供手段としても適切な であると見られている。これはまた、 消費者のア

ものである。

(learning outcome) 包括的で永続的なプログラムは、その学習成果 が国の基準をベースとして

該 Industry, UfI)や生涯学習 評価されるものでなければならない。それは、 プロ グラムを、 産業大学 (University for · 当

大人のための金融リテラシー学習プログラムは するためである。産業大学は来年スタートする。 のような政府のイニシアティブに適合するものに

(Lifelong Learning)

自主的な評価と認定の機会を提供する。

てい 教育慣行 育プログラムについて研究し、同じ分野で活動 ために協議を行なう予定である。また、FSA 今後六ヶ月の間に、FSAは、大人のための教 る他 の機関と、 (best educational practice) 対象 (coverage) 及び最 を評価する 良

口

グラム双方の設計コストとメンテナンス・コス

う。 することを前提に、FSAは、 主要なターゲットに届くための配布手段は何かを 要があるのか、 について精査する予定である。 見極めるために、 は、こうしたプログラムに対して、どのような需 (たとえば信用組合) FSAは、 また、もっとも効率的にFSA 職場や教育を付託された地 調査を実施することになるだろ を通じて教材を届ける機 域 機 関 0)

れている) ネット配布 及び双方向のウェブをベースとしたプ (用紙コピーのダウンロ 適切な需要が存在 受身のインター ードを許可さ 会

る。 トを調 査 パ イロット・ プロジェクトを開始す

> ての調査は、 それが消費者に利用されていないこ

門的なユーザーであり、 で、 FSAは、 したサイトは、 とを示している。こうしたサイトを訪れるの 消費者のニーズと関心だけに焦点 消費者にとっては利用しにくい 報道関係者である。 こう Ú 0) 車

ページは、全ての消費者教育資材やプレス・レ を絞ったウェブページをデザイン中である。

IJ] スへの直接的な案内標識となる。

短期的には、

新たな消費者向けウェブペ

重点は、 な情報及び金融にかかわる助言への容易なアクセ 消費者にFSAの役割を説明し、 般的

けページは消費者教育、 スを付与することに置かれる。 市民相談窓口、 FSAの消費者向 補 償 ス

は現 キー サービス情報へ 在入札にかけているところであり、 ムやオンブズマンスキームなど他 の最初の入り口となる。 この作 0 夏までに 消 <u>:</u>費者

は新たなページが完成し、

稼動する予定である。

В

消費者への情報と助

ージの

価な手段を提供することになろう。

種の情報を広い範囲に日々配布する、もっとも安 な比較情報が一旦提示されると、ウェブは、この なると受け止められている。また、成績表のよう 双方向の学習及び教育資材を提供するように

長期的には、FSAウェブサイトが更に進化

ピールするために、地方紙やローカル放送局に持 費者を狙いとし、できるだけ広範囲の人々にア ミーティングの広報は、可能な限り経験不足の消 エジンバラ、ヨークで行なわれている。タウン

○人を超える人々が参加している。

ち込まれた。この三つのミーティングには、七○

数、莫大な量、質問の範囲から見て、また、業界 及び一般大衆への説明責任という側面から見て、 結論としては、当該ミーティングは、参加人

ティングは、短期貯蓄から長期投資に移行しよう 成功であったと見てよい。しかし、 タウンミー

心者)にとっては魅力のあるものではなかったよ れをなし、まごついている潜在投資家 (投資の初 としている、あるいは、消費者向け金融商品に恐

うに見える。 FSAは、現在、 先行して実施したタウンミー

ティングの費用対効果を評価しているところであ

【タウンミーティング】

た。 教育手段であるだけではなく、FSAについての 時期に、 SAがまだ消費者の間で広く知られていなかった ひとつは、「タウンミーティング」であった。F 一般大衆の認識を高める手段であると見られてい FSAの最初のパイロット・イニシアティブの タウンミーティングは、ただ単に消費者

九九九年一月から三月にかけて、ブリストル、 三つのパイロット「タウンミーティング」は、 リーフレットとともに、

五種類の新しい

0)

ためのFSAガイド」をいれたパックを受け

り、タウンミーティングの組織方法について、従

来とは違った方法を精査しているところである。

【消費者向け出版物】

共図

書館、下院議員

(国会議員) に送ら

'n

7

61

た人々は、FSAの消費者関連部門を紹介したわせで発行された。タウンミーティングに参加しンミーティングのパイロット・シリーズと抱き合FSAの初めての消費者教育用小冊子は、タウ

メントが、簡潔なスタイルと表現で掲載されてい取った。この小冊子には、支持者からの有益なコ

た。

応えるために、定期的に新たなタイトルを出版すFSAは、規制上の進展と消費者からの要望に

FSAは、狙いとする市場に確実に届けるためることを計画している。

は、Citizen's Advice Bureaux など助言機関、公送に積極的に取り組んでいる。たとえば、コピーの試みとして、消費者向け印刷物(チラシ)の配

シートを注文するため る。 FSAはまた、 消費者が印 の無料の 電 刷 物 話 P 口 ・ファ 線を設 ク 置 1

ウンロードができるようにしている。

同時に、FSAのウェブサイトから直接にダ

次のシリーズに向けて、スタイルと内容の改定に最初のころの小冊子は、消費者のテストを受け、く、できるだけ公認された言葉で書かれている。

【消費者向け助言サービスの充実】フィードバックされている。

歴史的には、FSAの市民相談窓口は、A 市民相談窓口の改善

購入の

finding) は、 意思決定をした後、 で、FSA設立の重要な初期的利益であった。 スポイントを作り上げることができたという点 利用されてきた。それは、 金 融 のため シ ステ の助言ソースとして、 ム を 問題が生じたとき、ある 巡 る「経 消費者のためのアクセ 路 [発見] 消費者に (route (V

りが、このサービスに対する需要を顕著に高める と年金の過誤販売広告キャンペーンによって生じ た「ブランド の成功に続いて、 意識 FSAの消費者向け活動の拡大 (brand awareness) 0) 高 そ ま

平均 週間 九九九年春までの六ヶ月間に、それはほぼ倍増 に一千件を超える問 週間当たり二五〇〇件に達した。 五〇通の手紙が送られ、 13 合わせを受けてい メールによる問 一週 間 る。 V)

ことになった。一九九八年夏に、この窓口

は

て、

財 務計画を策定し、 購入の意思決定をする前

(V

る。

FSAが、消費者のニーズや疑問に効率的

合わせも増えている。

ある。 向けウェブサイトの開設と並んで、 に、 もっと効率的に稼動させることにつながるはずで ラシやファクトシートの開発は、 る。 電話で情報を得ようとする人が徐々に増えて これらは、 年金など問い合わせの多い分野に関するチ 広範にわたる問題に関 F S A 相談窓 して、 の消費者 \Box 個 を

61

(b) 消費者向け助言ネットワークの支援

別に回答する必要性を取り除くからである。

状況を広い うしたサービスの提供を希望しているが、 がないと考えてい ることは、 助言サービスを提供している多くの機関が存在 個人金融サービス及び商品に関して消費者に チズンズ・アドバイス・ビューロ 範囲 周知 K の通りである。それと並んで、 る機関もまた、 わたってカバーできるほ 数多く存在して 1 -に加え 商品 どの力 す B

に対応する能力を育成するために、既存の消費者に対応する能力を育成するために、既存の消費者に対応する能力を育成するために、既存の消費者に対応する能力を育成するために、既存の消費者に対応する能力を育成するために、既存の消費者に対応する能力を育成するために、既存の消費者に対応する能力を育成するために、既存の消費者に対応する。

九年夏までに、提言を取りまとめる予定である。るという消費者のニーズを満たすために、一九九信頼できる、一般的な情報及び助言にアクセスす

され公表されている青報を含めて、比較青報の(Personal Investment Authority) によって収

集

ろである。FSAは、データが、消費者がある商手可能性及び現況についての調査が始まったとこされ公表されている情報を含めて、比較情報の入

まな商品のもっとも有意義な比較表を構成する方べることになるだろう。FSAは、また、さまざらすように、効率的に利用されうるかどうかを調

品の購入を考えているときに、彼らに利益をもた

法についても詳細に検討している。

【比較情報の提供】

九

九八年三月、

財

務相は、

「FSAは、

貯蓄

放送メディアは、

費用効率の良い

方法で多くの

になろう」と発言した。こうした比較表は、個人商品及び投資商品の比較表に関して諮問すること

信頼性の高い情報を提供することになるだろう。返金、養老保険、ユニット・トラスト等について、

財

務

省の

発

表

を受けて、個

人投資

機

構

地方紙、

専門誌、

専門雑誌などを通じて、特定の

の多い方法である。

幅広い

印刷メディアもまた、

【放送及び出版メディアとの提携】

や地方放送局のようなチャネルを通じて特定の視視聴者に接触するためにも、また、ケーブル放送

聴者をターゲットにするためにも、とりわけ実りや地方放送后のようなチャネルを通じて特定の視

視聴者をターゲットにすることが可能である。 ろである。 利用するためにメディア戦略を開発しているとこ SAは、こうした分野に存在する機会を最大限に 長期的には、TV及びコンピュ 1 ター F

して、広い範囲のさまざまな視聴者に、 の間 ることになろう。 る大量の視聴者への接触の革新的な機会を提供す の技術的なリンクの進展が、 FSAは、 放送メディアと協力 双方向機材によ 財務計

ラムを開発したいと考えている。 の策定スクルの改善を促すような革新的なプロ ーグ 画

【理解し易く高品質の商 品提供】

政府は、

標準化商品の開発のための法律制定を

蓄と長期 高品質の商品開発を後押しすることを計画中であ 主導してきた。英国保険業協会(ABI)は、 プロジェクトを通じて、 IJ Ź ク (Savings and Long-term Risk 理解しやすく 貯

> 般的なベンチマーク基準についての消費者の態 FSAは、 購入者の基準についての理 解度及び

る。

が、この分野におけるFSAの将来の作業を示唆 価するための調査を開始する予定であ ŋ

度

(考え方) あるいはそれらに対する理解度を評

してくれるものと期待している。

て、この分野に影響をもたらすことになるかもし 貿易産業省は、その新たな消費者戦 略に お

支援することである。 スのような新しく複雑な市場で取引する消費者を なかんずく、 それは 償還

れない。この戦略の特別なテーマは、金融サービ

ひとつの重要課題は、 ることを目指している。貿易産業省にとってもう ペナルティの非表示などの不公正な契約に対処す UKにおいては 他 国 の市

があるので、その理由を解明することである。こ 場に比べてリテール市場での取引が多くなる傾向 注

育を除く。

場二〇〇九年版』平成二〇年一二月。

ている。

日本証券経済研究所編

『図説イギリスの証券市加えて、次の文献に依拠

義務教育終了後の成人向けの教育。ただし、大学での教

この章の記述は、参考文献①に加えて、

じめとする様々な機関と協議している。して行なうための方法について、貿易産業省をはが、FSAは、こうした分野における作業を共同

うしたイニシアティブは始まったばかりである

FSAは、上記ポリシー・ステートメントを公表した後、ステートメントに掲げた作業プログラ表した後、ステートメントに掲げた作業プログラー・レポートにおいて、毎年報告されている。 で以下第四九巻第四号に続く)

(編集注)

- ●このレポートは情報提供のみを目的としており、販売も
- ■このレポートで翻訳・引用されている英国の金融サービするものではありません。歴史を目的とするものであり、FSAの規制上の判断を形成を目的とするものであり、FSAの規制上の判断を形成といるが、
- ●このレポートにおけるFSAが保証しているものではあいては、その正確さをFSAが保証しているものではありません。
- ないことに注意する必要があります。ても、現時点では変更されている可能性があるかもしれで、このレポートに掲載されているFSAの文書についFSAの文書は、必要に応じて変更が加えられますの
- ●このレポートで翻訳・引用されているFSAの文書につめります。
- ●このレポートでFSAの文書が翻訳・引用され、当研究のレポートでFSAがこのウェブサイト又は雑誌もしく所のウェブサイトまたは雑誌に掲載されていますが、そのレポートでFSAの文書が翻訳・引用され、当研究

(おおはし よしあき・当研究所専門調査員)